ごかのお知らせ（№378）

お知らせ

■ごぞんじですか？検察審査会（総務課）

「交通事故、詐欺、脅しなどの被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。」このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。ご相談に関する費用は無料で秘密は固く守られます。

検察審査会は選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれます。実際に選ばれる方は若干名ですが、もし、あなたが検察審査員に選ばれたときは、この制度をご理解のうえ、ぜひ検察審査会議に出席してください。

○**お問い合わせ**
下妻検察審査会事務局
☎0296(43)6973

■平成19・20年度入札参加資格申請書の受付（財務課）

町では、平成19・20年度入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行います。

詳細については、申請書提出要領をご覧ください。

○**受付期間**
2月1日(木)から28日(水)まで（土・日祝祭日を除く）
午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時を除く）

○**場　所**　役場1階　小会議室

○**その他**
要領は、役場財務課での受領または町ホームページ（1月上旬より掲載）でダウンロードしてください。

○**お問い合わせ**
財務課（内線222）

■個人事業税の申告について（税務課）

個人事業税は、個人で事業を営む方で、前年の事業所得が290万円を超える場合に納めていただく税金です。

この税金は、国への所得税の確定申告や市町への住民税の申告を行えば、県にも申告をしたことになりますので改めて申告される必要はありませんが、それぞれの申告用紙に「事業税に関する事項」欄がありますので、該当する方は必ず記入してください。

また、不動産の貸付けによる収入がある方については、申告書に添付する収支内訳書の「貸付け不動産の保有状況」欄も必ず記入してください。

※詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

○**お問い合わせ**
境県税事務所　課税第一課
☎(87)1120(代)

■消費税の改正に伴う無料個別相談会について（税務課）

消費税の一部が改正され、前々年度分の売上が1,000万円超の方は課税事業者となり、平成18年の売上を基に、申告納付することになっております。

そこで、この度計算方法、申告納付について、無料個別相談会を実施します。

○**日　時**
・1月26日(金)　川辺文子税理士
・1月29日(月)　山本正美税理士
午前10時から午後4時まで
※ご都合の良い日にお出かけください

○**場　所**　多目的集会センター

○**お問い合わせ**
五霞町商工会　☎(84)0777

■平成19年から所得税・住民税が変わります（税務課）

①所得税と住民税の税率が変わります

所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変え、国から地方へ税源が移譲されます。

税源移譲のイメージ

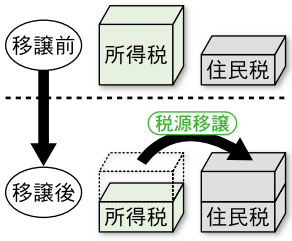

原則、負担は変わらない

【所得税】
平成19年1月分から適用⬇4段階の税率を6段階に細分化

【住民税】
平成19年6月分から適用⬇3段階の税率を一律10%に（県民税4%・町民税6%）

※給与等から源泉徴収されている方は、1月分から所得税が減り、その分6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので「所得税＋住民税」の負担は基本的には変わりません。

住民税と所得税の税率（速算表）

住民税

課税所得金額	平成18年度以前 町民税	平成18年度以前 県民税	平成19年度以後 町民税	平成19年度以後 県民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
200万円超700万円以下	8%－10万円			
700万円超	10%－24万円	3%－7万円		

所得税

課税所得金額	平成18年分以前	平成19年分以後
195万円以下	10%	5%
195万円超330万円以下		10%　－97,500万円
330万円超695万円以下	20%　－330,000万円	20%　－427,500万円
695万円超900万円以下		23%　－636,000万円
900万円超1,800万円以下	30%－1,230,000万円	33%－1,536,000万円
1,800万円超	37%－2,490,000万円	40%－2,796,000万円

②定率減税が廃止されます

平成11年度から、景気対策のために暫定的な措置として導入されていた定率減税が、廃止されます。

【所得税】
平成18年1月分から税額の10%減額（12・5万円を限度）⬇平成19年1月分から廃止

【住民税】
平成18年6月分から税額の7.5%を減額（2万円を限度）⬇平成19年6月分から廃止

○**お問い合わせ**
税務課（内線251）